

船舶事故調査報告書

平成28年10月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成27年11月26日 11時37分ごろ
発生場所	高知県須崎市須崎港 山崎鼻灯台から真方位016° 1,970m付近 (概位 北緯33° 24.0′ 東経133° 17.8′)
事故の概要	セメント運搬船第三すみせ丸は、離岸作業中、また、押船須寿川丸は、はしけ須寿川丸と押船列を構成して岸壁に係留中、第三すみせ丸とはしけ須寿川丸とが衝突した。
事故調査の経過	平成27年12月25日、主管調査官（神戸事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A セメント運搬船 第三すみせ丸、5,375トン 134727、まるいち汽船株式会社 B 押船 須寿川丸、94トン 132917、川崎近海汽船株式会社 C はしけ 須寿川丸、2,249トン なし、川崎近海汽船株式会社
乗組員等に関する情報	A 船長A、三級（航海） B 船長B、四級（航海）
負傷者	なし
損傷	A 右舷船首部フェアリーダ及びベルマウスに擦過傷 B なし C 左舷船首部ハンドレールに曲損及び左舷船首部外板に凹損等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の末期
事故の経過	A船は、船長Aが出港操船に当たり、右舷着けしていた須崎港の岸壁（以下「本件岸壁」という。）を離岸して後進中、A船の船尾部が、南西方で錨泊中の貨物船に接近したので、右回頭する目的で、機関を前進としたところ、船首部が本件岸壁で係留中のC船の左舷船首部に衝突した。 船長Aは、錨泊中の貨物船との接近状況を気にしており、C船との接近状況について確認していなかった。 B船は、その船首部をC船の船尾凹部に嵌合して押船列を構成し、荷役の目的で、A船の船尾方に右舷着けで係留していた。 船長Bは、離岸作業中のA船の右回頭を見ていたところ、A船の船首部がC船に接近してきたので、汽笛を吹鳴して注意喚起を行った。
分析	A船は、離岸して後進状態から機関を前進にかけた際、船長Aが、

	船尾方で錨泊中の貨物船が気になり、本件岸壁に係留中のC船への接近状況を確認していなかったことから、C船に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、A船が、離岸して後進状態から機関を前進にかけた際、船長Aが、船尾方で錨泊中の貨物船が気になり、本件岸壁に係留中のC船への接近状況を確認していなかったため、C船に衝突したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 離岸操船は、係留中の船舶への接近状況にも注意をして行うこと。